

「運転経歴証明書交付済シール」のご案内

★「運転経歴証明書交付済シール」をお持ちのマイナンバーカードケースに貼って、**マイナンバーカードと一緒に提示すれば**、運転経歴証明書本体がなくても、**運転経歴証明書が交付済であることが証明できます。**

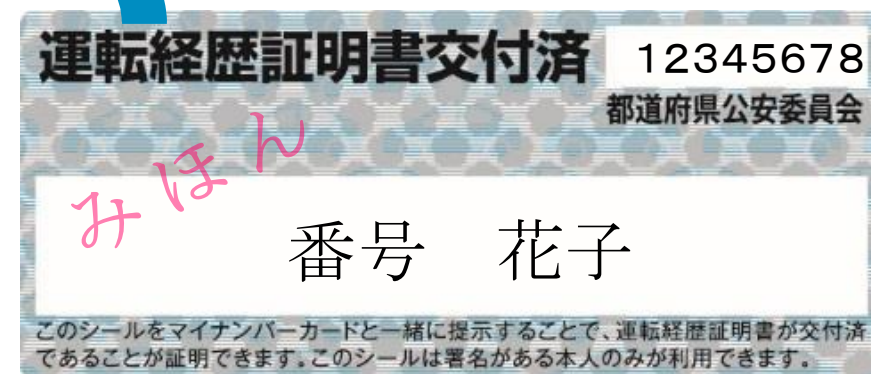
シールの使い方

- 1 シールの署名欄に、油性ペンで、運転経歴証明書に記載されている**氏名を記入**してください。
- 2 お持ちの**マイナンバーカードケースの裏面に貼って**、マイナンバーカードと一緒に携帯してください。
※ 運転経歴証明書やマイナンバーカード本体には貼らないでください。
- 3 バスやタクシーの割引等、サービスの提供を受けようとする際に、**マイナンバーカードと一緒に提示**してください。

<マイナンバーカードケース（裏面）のシールを貼る箇所>



ケースのマス目が3列であれば、1列目以上の黄色部分に、2列であれば、マス目より上の黄色部分に貼ります。



注意事項

- シールは、署名がある本人のみが利用できます。
- シールは、貼り付けた後、はがすと再使用できない構造になっています。マイナンバーカードケースに貼る際にはご注意ください。
- シールをなくしたり、破れたり又は見分けがつかなくなったときは、再交付を受けることができます。再交付を受けたい方は、シールの交付窓口にご相談ください。

お問い合わせ先：愛媛県警察本部 交通部 運転免許課 安全運転支援係
【電話番号：089-934-0110(代表) 内線727-355】